

静かな空を もとめて

第7号

第3次新横田基地公害訴訟
原告団ニュース



3/14 第5回口頭弁論を実施

オスプレイの飛行再開を許さない 住民の命をないがしろにする米軍と国に怒り

3月14日東京地裁立川支部で第5回口頭弁論が開かれました。奇しくも当日、沖縄県普天間基地所属の米海兵隊 MV-22 オスプレイが飛行を再開。屋久島沖に墜落したオスプレイの事故原因も明らかになっていない中、飛行直下の私たちの不安や恐怖心を踏みにじっての飛行再開に傍聴に駆けつけた原告は怒りに燃えました。



事前集会で参加者に訴える
奥村団長

当日の口頭弁論には100人弱が参加しました。地裁前で行った事前集会では、奥村団長から「オスプレイの全面的な飛行差止めを裁判でもしっかり主張して、勝利しよう」との決意が示されました。

弁護団の陳述（概要） 1～3面

1、オスプレイ（佐藤諒一弁護士）

2023年11月29日に鹿児島県屋久島沖で横田基地所属の CV-22 オスプレイが墜落したことを受け、オスプレイの危険性と、裁判所によって差止めが認められる必要性について、改めて主張しました。

（1）オスプレイの危険性

墜落の原因は未だ明らかにはされていませんが、事故機が屋久島空港へ緊急着陸要請を行っていたことや「エンジンから火が出て爆発した」という目撃証言などからも、機体そのものの欠陥が原因であることは明らかです。

なお米国の報道によれば、米国防総省が事故の原因としてギアボックス（エンジンの機動力をプロペラに伝える重要部位）の不具合を検証しているとのこと。ギアボックスを原因とする墜落事故は過



去にも発生しており、また2023年に全機飛行停止の原因となったクラッチもギアボックス内に存在します。

(2) 裁判所によって飛行が差し止められるべきだ

屋久島沖での墜落事故後、米軍は沖縄などで合計100回以上にもわたり、オスプレイの離着陸を継続させていました。また国は、米軍に対して明確な飛行停止の要求を行いませんでした。

オスプレイに関しては、これまでも、事故や不具合のために飛行停止となり、「安全性に問題がないことが確認された」旨の報告がなされて飛行が再開しても、また事故等が発生するということが繰り返されています。

本日、沖縄県普天間基地所属のオスプレイが飛行を再開しました。原因の究明もなく、周辺住民への説明もないまま飛行を再開することは、原告らの命をないがしろにするものです。オスプレイの飛行は、まさに裁判所によって差し止められなければなりません。

2 被害

(1) 共通損害について

国は、原告らが被っている被害について、原告ら一人一人について個別具体的に主張・立証しなければならぬと主張しています。

しかし、これまでの裁判例が認めてきた「共通損害論」によれば、原告らが被っている被害を個別具体的に主張・立証する必要はありません。「共通損害論」とは、「各自が受けた個別具体的な被害の中には横田基地の航空機騒音等によって原告ら全員が最小限度この程度までは等しく被っていると認められるものがあり、このような被害を原告らに共通する損害として、慰謝料という形でその賠償を求めるといったものです。

またここでいう「最小限度の被害」に関しては、「原告らの損害が横田基地の航空機騒音を原因としている点で共通性を有することを主張・立証すれば良い」と考えられます。

(2) 難聴・聴力障害発症のメカニズム（佐藤雄紀弁護士）

騒音による聴力障害が生じることは明白ですが、今回の書面では、改めて騒音によって難聴や聴力障害が生じることのメカニズムを明らかにしました。

WHO 環境騒音ガイドラインでは、聴力障害が発症する数値を具体的に示しています（LAeq,24h 70dB (A)）。

(3) 航空機騒音の影響による早産・低体重児出生（佐藤雄紀弁護士）

騒音によって早産となったり低体重児が出生したりすることなどの根拠として、「低出生体重児及び早産児の出生率と航空機騒音曝露の関連」「航空機騒音による乳児の反応と胎児への影響」といった文献を指摘しました。



原告団・弁護団の団長を先頭に
裁判所に元氣に入廷行進

(4) 幼児・学齢期の子どもらへの被害（神垣真歩弁護士）

横田基地周辺住民である子どもは、基地周辺にある教育施設等で日中の時間帯を過ごしています。

国は、子どもたちの学習環境を整備する義務を負っていますが、横田基地周辺の教育施設ではWHO ガイドライン基準値を超える騒音にさらされています。騒音下で学習する子どもたちは騒音で授業をしばしば中断されるなどして、思考力・集中力を低下させられています。これは、安全で静謐な環境で学習をする権利としての学習権の侵害です。

WHO ガイドラインによれば、騒音が子どもの認知作業の成績（特に読解力、集中力、問題を解く力、記憶力）に悪影響を及ぼすことが明らかとなっています。幼少時代に慢性的に騒音にさらされた人は、読解能力や学習意欲が低いこと、曝露期間が長いほ

ど影響も大きいことが調査結果から明らかとなっています。

成長ホルモンが盛んに分泌され、脳内の神経ネットワーク形成や細胞の修復・成育、骨、筋肉形成が行われるのは、深いノンレム睡眠時です。子どもにとって、成長過程で睡眠が重要であることは明らかです。しかし横田基地周辺で生活する子どもたちは、夜間のみならず、昼寝の時間帯も航空機騒音で睡眠を妨害されており、成長に悪影響が生じています。

騒音は行動へも影響を及ぼすとされています。航空機騒音にさらされている幼児・学齢期の子どもたちは、感情的に不安定になったり、問題行動を起こす傾向が高いことを、文献に基づいて、明らかにしました。

また、調査結果より、航空機騒音に慢性的にさらされている子どもたちは聴力損失度が高くなる傾向があることが明らかになっていることを指摘しました。

第5回口頭弁論を傍聴して

原告の声

オスプレイの危険性に恐怖 子ども達に良好な教育環境を取り戻したい

瑞穂 大坪たづ子

墜落事故の原因究明も曖昧なまま、オスプレイの飛行再開が強行された3月14日の裁判。あの騒音と墜落の恐怖に怯える日々が再び始まる事は悪夢のようです。裁判で述べられたオスプレイの危険性、健康障害、子ども達の成長への影響。説得力のある陳述でした。特に子ども達の学習権の侵害、発達過程における人格形成に多大な影響を及ぼす事は切実です。思えば、私の子どもも過酷な教育環境下で過ごさざるを得なかった事を感じます。娘が中学生の時、英語のヒアリングテストが騒音で全く聞き取れなかった事を話していました。未来を担う子ども達に良好な教育環境を取り戻したいです。

未来を担う子どもたちの人権を守りたい

八王子 T・S

3月14日は冷たい風の強い日であった。法廷に着席してほっとした。

しかし私の心の内はその日からのオスプレイ飛行再開に対して憤りを押さえての傍聴でした。

オスプレイの危険性に対しての弁論は、国が飛行再開を認めてしまう以上裁判所によって飛行が差止められなければならないという主張は被害住民にとっては当然で納得できる主張だと思いました。

四つに分かれた弁論で最も共感したのが、幼児・学齢期の子どもらへの被害の訴えでした。未来を担う子どもらが騒音の中で学習しなければならない苦痛は多くの人権を侵害する行為が内包しており許しがたく、これからも裁判を見守っていきたいです。

若い弁護士さんが私たちの不安を わかりやすく裁判官に訴え

昭島 敦賀紀代子

「オスプレイの危険性」「共通の被害がある。個別立証は不要」「健康被害について難聴や聴力障害に影響がある」「幼児期・学齢期の被害」など若い弁護士さん3人の訴えが住民の不安を大変わかりやすく裁判官に訴えていただきました。

事故を繰り返すオスプレイの「安全性に問題ないことを確認された」とまた飛行再開するとは？

この怒りをこれからも大法廷を満席にすることで示すことが、私たち原告の意思だと改めて感じました。



報告集会の最後は参加者で「団結頑張ろう」コールは御供所副団長

被害を裁判所に直接訴えましょう

陳述書作成が各地域で進んでいます

2月10日、瑞穂支部を皮切りに昭島支部、八王子支部、日野支部で原告の皆さんから弁護士さんが騒音被害の実態や墜落、落下の不安などの思いを聞き取る活動が進んでいます。

地域の役員が陳述書下書きを配り、作成会場や開催日時をお伝えします。

ご家族で被害状況などを話し合ってください。そして下書きに記入（鉛筆書きでもOKです。簡単に箇条書きすることも）して作成会場においでください。

かならず、陳述書の下書きと認め印をお持ちください。開始10分前に会場においでください。



原告からの聞き取りに参加して

弁護団



弁護士
なかんだかり
仲村渠 桃さん

2月に始まった陳述書作成ですが、これから予定されている方もまだまだいらっしゃるかと思います。陳述書は、裁判所に原告の皆さんお一人お一人が感じられている被害を直接訴える貴重な機会です。私も実際に陳述書作成会に参加して、皆さんがどれ程の騒音に普段苦しめられているのかを生の声で伺い、被害の実態をより詳細に感じ取れたと思います。聞き取りの最中には実際に頭上から凄まじい航空機騒音が鳴り響き、聞き取り自体が中断することも何度もありました。

これから現地検証も控えております。裁判官にも是非この騒音の実態を理解してもらいたい、その為にも、皆さんの被害を陳述書を通して裁判所に届けましょう！

他の弁護士さんからも・・・

- 飛行直下の方の被害を生々しく感じる事ができました。
- 初めて裁判に参加される人が多かった。
- 地域の特性や歴史を踏まえて、各原告のお話を聞くことができました。みなさん、とにかくオスプレイの危険性を現実のものとして感じていました。
- 陳述書にご自身の思いがきちんと反映されたことで、これから積極的に裁判に関わりたい

- と言ってくれた方がおられました。原告と弁護士が直接はなしをすることの大切さを感じました。
- 墜落したオスプレイが横田基地所属と聞いてびっくりしている原告もいました。弁護士が聞き取りをするだけではなく、原告のみなさんに横田基地のことを知っていただく機会になったかなあと感じます。

住民の活動を抑制する「重要土地等調査・規制法」

住民説明会を開催し、住民の声を聞くべきだ

「重要土地等調査・規制法」にもとづいて、2023年12月に開催された土地等利用状況審査会は、私たちが裁判に取り組んでいる横田基地を「特別注視区域」に指定しました。

「特別注視区域」では不動産取引の規制がされたり調査を受けたりします。また「機能阻害行為」を口実にして、横田基地に飛来する米軍機等の情報を集めたり、抗議行動などへの干渉、監視など私たちの知る権利を侵害することも予想されます。

3月14日の第5回口頭弁論後の報告集会で、吉田健一弁護士から法律が住民の権利を侵害する恐れがあることをわかりやすく解説していただきました。

また、昭島市議会での問題が取り上げられたことを奥村団長が報告し、参加者からは「初めてこの法律のことを知った」「国の干渉を許さない取り組みが大切」「市や町に住民説明会を求めている」となどの感想が寄せられました。

基地周辺自治体と都に要請

4月10日には、横田基地周辺自治体、東京都に対し、内閣府に対し住民説明会を求めること、自治体としてのパブリックコメントを実施することや横田基地に飛来する飛行機の監視活動や騒音の調査活動等への不当な干渉を行わないことなどをまとめて要請書を提出。情報提供と、前向きな対応を求めました。



報告集会で問題点を確認

各地の動き オスプレイに住民の不安と怒り【日野】

日野市は75Wコンターの南端に位置し、コンターの際に住んでいる原告も多いことから、日野支部では、コンター内外の住民の被害感を明らかにしようと支部独自の活動として住民へのアンケートに取り組んでいます。

アンケート用紙、コンターの地図、返信用封筒（料金受取人払郵便）を同封して配布。訴訟や市への要請などに活かそうと取り組みをスタートしたばかりですが、さっそく届いた回答には、「オスプレイの事故の不安」が多数寄せられています。

地域では住民の有志が行動

また、日野市の旭が丘地域では、「オスプレイは飛ぶな！旭が丘の会」が住民の有志によって作られました。原告の仲間も参加しています。3月10日に実施した学習会では横田基地の撤去を求

める西多摩の会の高橋美枝子さんが講演し、87名が参加しました。また、学習会後のパレードにも55名が参加。親子連れが手を振ってくれたり、「声を上げてくれてありがとう！」と応援の声もありました。

集会には大河原雅子衆議院議員、清水とし子都議、有賀市議、わたなべ市議、近澤市議、岡田市議なども参加。日野市も住民の要請に応じて、2月、3月に北関東防衛局への要請を行っています。



集会とパレードに大勢の参加

CV-22 オスプレイの飛行再開は許さない

周辺住民に不安の声、墜落原因を明らかにすべきだ

3月8日、オスプレイ横田配備反対連絡会（第3次新横田基地公害訴訟原告団も団体参加）は、外務省、防衛省に対して「欠陥機オスプレイの飛行再開は絶対認められない」との要望を中心に要請行動を行いました。

宮本徹議員、吉良よし子議員も参加して、オスプレイの墜落原因が明らかになるまで飛行を再開するな、国は周辺住民に誠実に説明をするよう強く求めました。

屋久島沖で墜落大破したオスプレイの事故原因はいまだに判明していないにもかかわらず、当日米軍は世界中で運用停止していたオスプレイの飛行再開を発表。木原防衛大臣は記者会見で「アメリカからこれまでにない丁寧な説明を受けている。日本での飛行再開については日米で協議していく」と表明。オスプレイ飛行再開を容認する姿勢を示しました。

当日、「オスプレイの横田基地配備撤回を求める署名」15,371筆を提出し、2019年に提出した5万余筆と合わせて6万5千以上の声を届けました。

原告団としてこれからも、横田基地配備のオスプレイの速やかな撤去を求め続け、裁判でも飛行差止めの判決を出すよう求めています。



飛行再開NOと訴える各団体

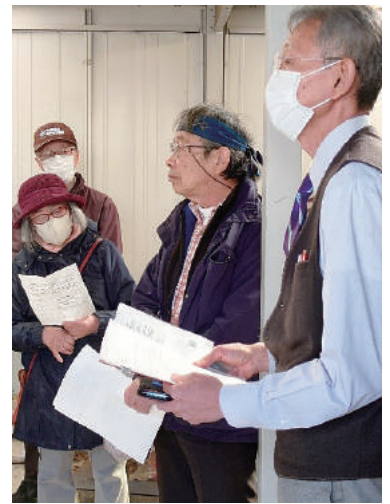


外務、防衛に署名を提出↑

↓横田基地ゲート前で抗議行動



3月14日に沖縄でのMV-22 オスプレイが飛行再開したことを受け緊急のゲート前抗議行動があり、原告団も参加。その後、横田防衛事務所に地元の住民の声を聞け、説明会を開催しろと要請を行いました。



北関東防衛局横田防衛事務所長に要請

【今後の裁判の日程】

(次回) 第6回口頭弁論 6月13日(木)

第7回10月10日(木)、第8回12月12日(木)、第9回2025年3月6日(木)